

事 前 評 価 調 書

I 事業概要						
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））					
地区名	北設楽郡設楽町豊邦字青木平					
事業箇所	北設楽郡設楽町豊邦字青木平					
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 既設谷止工1個を嵩上することにより、荒廃渓流の保全を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	15百万円	<input type="checkbox"/> 工事費	15百万円	<input type="checkbox"/> 用補費	百万円	<input type="checkbox"/> その他
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成27年度
事業内容	谷止工1個を嵩上する。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。				
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。				
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を15百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は15百万円の予定である。				
	判定	2) 地元の合意形成	合意済み			
		A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。			
		【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。				
III 対応方針						
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】						
【主な評価内容】 治山施設の整備状況						